

標準処理期間の未設定理由

番号 10

処 分 名	漁港施設の処分に関する許可
根 拠 法 令 名	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)
条 項	第37条第1項
所 管 課	空港港湾課
【標準処理期間を未設定とした理由】 漁港機能全体に与える影響について十分考慮がなされているか審査する必要があるため、処分する漁港施設によって差異が生じるため。	